

**少年剣士会員章（ワッペン）**  
**武道総合保険[一年間有効]補償内容**

**1. この保険の目的**

この保険は、全日本剣道道場連盟が主催・共催・後援する大会【全国大会・県大会・各道場記念大会(注1参照)】及び講習会等の参加者(注2参照)が、その大会・講習会に参加中、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に保険金が支払われます。

【注1 各道場記念大会等の全道連後援許可基準】

- ① 各道場主催で、記念大会等を開催する場合は2道場以上が参加することが条件です。
- ② 後援申請方法は支部を經由し、指定の申込書で本部に申請して下さい。

【注2 保険の支払いを受ける参加者】

保険金を受ける参加者は、ワッペンを付け、所定の名簿を提出した者です。

**2. 補償期間** 2023年4月2日より 2024年4月1日まで

**3. 補償内容**

補償内容	補償金額
死亡保険金	300万円
後遺障害保険金	12万円～300万円
入院保険金日額	4,500円
通院保険金日額	3,000円

◎入院保険金日額は事故の日よりその日を含めて180日が支払限度です。

◎通院保険金日額は事故の日よりその日を含めて180日以内の90日分が支払限度です。

**4. 保険金が支払われる主な場合**

大会参加中に参加者が以下のような急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして医師の治療を要した場合

- 試合中の転倒等による骨折
- 講習会参加中に竹刀が目にあたり失明
- 試合の待機中の便所の使用等による捻挫
- 大会参加のため自宅出発後に駅構内で転倒

**5. 保険金が支払われない主な場合**

- 故意、自殺、犯罪、闘争行為による事故
- 他覚症状のないむちうち症および腰痛
- 麻薬、あへん、覚醒剤等の使用による事故
- 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ

**6. 事故が発生した場合**

傷害事故が生じた場合、直ちに各都道府県支部並びに、全日本剣道道場連盟までご連絡下さい。提出名簿と照合確認後、保険会社から保険金請求に必要な書類をご案内致します。ご請求の際には、大会の要項、プログラム等をご準備下さい。

事故の日から30日以内にご連絡下さい。連絡が遅れますと保険金が支払われない場合があります。

**7. 引受保険会社** Chubb 損害保険株式会社 中央統括支店